

とくしま農林漁家民宿確認要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、とくしま農林漁家民宿の開業を促進するため、農林漁業者等が営もうとする民宿がこれに該当するか否かの確認に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「とくしま農林漁家民宿」とは、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿であって別表第1の基準に該当する施設をいう。

(確認の申請)

第3条 とくしま農林漁家民宿を営業しようとする者は、旅館業法（昭和23年法律第138号）及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）等に係る許可申請前に、とくしま農林漁家民宿確認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、当該とくしま農林漁家民宿の所在地を所轄する総合県民局長又は東部農林水産局長（以下「総合県民局長等」という。）に提出するものとする。

なお、その所在地が「分散型農林漁家民宿の実現」を事業内容とする徳島版地方創生特区（以下「特区」という。）の場合は、当該申請書は所轄市町村長に提出するものとし、提出を受けた市町村長は、様式第8号により総合県民局長等に進達するものとする。

- (1) 役務の提供計画（様式第2号）
- (2) 「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る「簡易自己チェックシート」（様式第3号）
- (3) 農林漁家であることの証明資料

(確認等)

第4条 前条の申請書の提出又は進達を受けた総合県民局長等は、当該申請書の内容を審査し、とくしま農林漁家民宿に該当すると判断したときは、申請書の提出を受けた場合においては様式第4号を確認申請者に交付し、進達を受けた場合においては同様式を様式第9号により所轄市町村長に送付するとともに、当該とくしま農林漁家民宿の所在地を所轄する徳島県保健所の長（以下「保健所長」という。）に、その旨を通知するものとする。

なお、審査の結果、とくしま農林漁家民宿と認められないときは、様式第5号により確認結果を確認申請者に通知するものとする。ただし、申請書の進達を受けた場合においては、同様式を様式第9号により所轄市町村長に送付するものとする。

- 2 前項の審査は、別表第2により行うものとする。
- 3 当該とくしま農林漁家民宿の所在地が特区の場合は、所轄市町村長は別表第1の他、とくしま農林漁家民宿の普及促進に必要な品質や仕様を確保するための事項を定めるものとする。
- 4 第1項の確認書の交付を受けた者（以下「開設者」という。）は、保健所長に旅館業法及び食品衛生法等に係る許可を申請する際に、当該確認書の写しを提出するものとする。
- 5 当該とくしま農林漁家民宿の所在地が特区の場合、確認を受けた申請書の役務に係る事項を変更するときは、開設者は様式第6号により所轄市町村長へ届け出るものとし、これを受けた市町村長は総合県民局長等に進達するものとする。

(確認の取消し)

第5条 総合県民局長等は、確認を受けたとくしま農林漁家民宿が、当該確認に係る要件を満たさなくなったとき又は次条に規定するとくしま農林漁家民宿営業者の責務が守られていないときは、当該確認を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定により確認を取り消した場合は、開設者及び保健所長にその旨を通知するものとする。

なお、当該とくしま農林漁家民宿の所在地が特区の場合は、所轄市町村長及び保健所長に取り消した旨を通知し、これを受けた市町村長は開設者にその旨を通知するものとする。

(とくしま農林漁家民宿営業者の遵守事項)

第6条

とくしま農林漁家民宿を営業する者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 利用者数等について、4月1日から翌年の3月31日までの間（営業開始年にあつては、営業開始日から3月31日までの間）の状況を、様式第7号により総合県民局長等へ毎年4月30日までに報告すること。

なお、当該とくしま農林漁家民宿の所在地が特区の場合は、同様式により所轄市町村長へ毎年4月30日までに報告することとし、報告を受けた市町村長は総合県民局長等に進達すること。

(2) 施設の適正管理はもとより、宿泊及び体験時等における事故防止措置、事故発生など緊急時の体制整備、利用者の損害を補償する保険への加入など、対応に万全を期すること。

(3) 農林水産物の加工及び調理体験を提供する場合、地域の農林水産物の積極的な活用を図ること。

(4) 農山漁村滞在型余暇活動として提供しようとする役務の内容及び料金を利用者に明示すること。

(5) 衛生管理等に関する事項について、県等が実施する研修を毎年1回以上受講すること。

(6) 関係法令を遵守するとともに、県及び市町村の指導に従うこと。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、とくしま農林漁家民宿の確認に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

とくしま農林漁家民宿の基準

1	経営主体	次のいずれかに該当する者とする。 （1）農林漁家 （2）農林漁家が主体的に組織及び運営する団体 （3）農林漁家以外の者（開業にあたって地域内の農林漁家と連携する個人に限る。）。
2	規模	客室床面積が33㎡未満であること。
3	定員	10人未満であること。
4	役務の提供	（1）「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則」（農林水産省令第23号）第2条で定める役務であること。 （2）役務の提供は自ら又はあっせんにより行うこと。ただし、あっせんのみを行うものは除く。 （3）経営主体が農林漁家以外の場合は、役務の提供にあたり地域内の農林漁家等と協力すること。

※ 経営主体が1の（3）の場合、客室として利用する施設は次の条件を満たすこと。

- 様式第1号別紙の2に記入する農林漁家と同一地域内にある。
- その施設に宿泊することで農林漁家の生活体験が可能と考えられる。
- 居住の用に供する戸建ての建物である。
- 経営者又はその家族が専用住宅として現に利用している。

なお、借り受けた建物を施設として利用する場合は、上の条件に加え、施設要件を満たすために必要な改修について、貸主から承諾を得ること。

※ 1の（3）及び4の（3）の適用は特区のみとする。

※ 特区においては、4の（2）ただし書きは適用されない。

とくしま農林漁家民宿の確認審査書

項 目	確 認 資 料		該当に ○, ×
1 農林漁家であることの確認 注1： 農家，林家の確認 資料はいずれか一つで可 注2： 法人等の場合は①～④全てを確認すること	農 家	① 農業委員会の証明（耕作，所得証明等）	
		② 税務申告の写し	
		③ その他（ ）	
	林 家	① 土地登記簿抄本 ※地目が山林又は保安林であること ※借り受けた山林を利用する等，登記簿のみで事実確認できない場合は，別途契約書等で確認	
		② 森林組合の証明	
		③ 税務申告の写し	
		④ その他（ ）	
	漁 家	漁業協同組合の証明	
	法 人 等	① 法人の存在（登記簿謄本及び総会資料）	① から ④ 全 て の 確 認 必 要
		② 事業内容（定款又は規約等）	
③ 構成員 ※農林漁家の確認 （出資者名簿及び出資口数） （構成員の活動日数等）			
④ 意思決定 ※農林漁家の意思が反映される体制になっていることを確認 出資割合（有限会社，株式会社） 農林漁家の割合（農事組合法人など）			
2 客室延床面積 （33㎡未満）	① 畳20枚以内 ※明らかな場合		
	② 実測 ※必要に応じ		
3 定員	10名未満 ※自己チェックシートによる		
4 体験メニュー の確認	① 「役務提供計画」が作成されているか		
	② 現地において実施可能な計画であるか ※要現地確認		
判 定 （適・否）			

注)：農林漁家であることの確認については，必要に応じて関係機関への問い合わせ等を行うこと。
注)：申請者が農林漁家以外の場合，「1 農林漁家であることの確認」は，様式第1号別紙の2に記入する農林漁家の証明資料により確認すること。